5.348A
1518―1525MHzの周波数帯において、日本の領域で運用する限定された移動無線又は公衆電話交換網（ＰＳＴＮ）と接続して使用される陸上移動業務に関して、無線通信規則第9.11A号の規定の適用に当たっての移動衛星業務（宇宙から地球）の宇宙局に対する地表面での電力束密度の調整しきい値は、無線通信規則付録第５号表５－２に記載された調整しきい値の代わりに、全ての到来角について任意の４kHzの周波数帯域幅において－150dB（W／㎡）とする。1518―1525MHzの周波数帯における移動衛星業務の局は、日本の領域で運用される移動業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43A号の規定は適用しない。
5.348B
1518―1525MHzの周波数帯においては、移動衛星業務の局は、アメリカ合衆国の領域（無線通信規則第5.343号及び第5.344号参照）及び無線通信規則第5.342号に掲げる国の領域で運用される移動業務の航空移動テレメトリ局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43A号の規定は適用しない。
5.348C（未使用）
5.349
業務の種類の地域差：サウジアラビア、アゼルバイジャン、バーレーン、カメルーン、エジプト、フランス、イラン、イラク、イスラエル、カザフスタン、クウェート、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、レバノン、モロッコ、カタール、シリア、キルギス、トルクメニスタン及びイエメンでは、移動業務（航空移動を除く。）による1525―1530MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第5.33号参照）。
5.350
付加分配：アゼルバイジャン、キルギス及びトルクメニスタンでは、1525―1530MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空移動業務にも分配する。
5.351
1525―1544MHz、1545―1559MHz、1626.5―1645.5MHz及び1646.5―1660.5MHzの周波数帯は、いかなる業務のフィーダリンクにも使用してはならない。ただし、これらの周波数を使用する宇宙局を経由して通信を行うため、特定の地点にあっては、移動衛星業務の地球局の使用が主管庁によって許される場合もある。
5.351A
1518―1544MHz、1545―1559MHz、1610―1645.5MHz、1646.5―1660.5MHz、1668―1675MHz、1980―2010MHz、2170―2200MHz、2483.5―2520MHz及び2670―2690MHzの周波数帯の移動衛星業務による使用については、決議第212（ＷＲＣ―07、改）及び決議第225（ＷＲＣ―07、改）を参照。
5.352（未使用）
5.352A
1525―1530MHzの周波数帯においては、海上移動衛星業務の局を除く移動衛星業務の局は、フランスと第三地域のフランス海外県、アルジェリア、サウジアラビア、エジプト、ギニア、インド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、クウェート、マリ、モロッコ、モーリタニア、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、タンザニア、ベトナム及びイエメンの1998年４月１日前に通告された固定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。
5.353（未使用）
5.353A
1530―1544MHz及び1626.5―1645.5MHzの周波数帯における移動衛星業務への無線通信規則第９条の第Ⅱ節の手続の適用においては、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（ＧＭＤＳＳ）の遭難、緊急及び安全通信に必要なスペクトルの確保に優先権を与えなければならない。海上移動衛星による遭難、緊急及び安全通信には、ネットワークにおいて運用されている他の全ての移動衛星通信に対して優先アクセス及び即時利用が認められる。移動衛星システムは、ＧＭＤＳＳの遭難、緊急及び安全通信に許容し得ない混信を生じさせてはならない。また、これらの通信からの保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先は考慮されなければならない（決議第222（ＷＲＣ―2000）の規定が適用される。）。
5.354
移動衛星業務による1525―1559MHz及び1626.5―1660.5MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号の規定に従って調整を行うことを条件とする。
5.355
付加分配：バーレーン、バングラデシュ、コンゴ共和国、ジブチ、エジプト、エリトリア、イラク、イスラエル、クウェート、カタール、シリア、ソマリア、スーダン、南スーダン、チャド、トーゴ及びイエメンでは、1540―1559MHz、1610―1645.5MHz及び1646.5―1660MHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務にも分配する。
5.356
移動衛星業務（宇宙から地球）による1544―1545MHzの周波数帯の使用は、遭難及び安全に関する運用に限る（無線通信規則第31条参照）。
5.357
1545―1555MHzの周波数帯における航空移動（Ｒ）業務の地上の航空局から直接航空機局へ又は航空機局相互間の伝送は、衛星から航空機への回線の延長又は補完のために使用される場合には許される。
5.357A
1545―1555MHz及び1646.5―1656.5MHzの周波数帯における移動衛星業務への無線通信規則第９条第Ⅱ節の手続の適用においては、無線通信規則第44条１から６までの優先権を有する通報を送信する航空移動衛星（Ｒ）業務に必要なスペクトルの確保に優先権を与えなければならない。無線通信規則第44条１から６までの優先権を有する航空移動衛星（Ｒ）業務は、必要であれば、ネットワークにおいて運用されている他の全ての移動衛星通信に対して優先アクセス及び即時利用が認められる。移動衛星システムは、無線通信規則第44条１から６までの優先権を有する航空移動衛星（Ｒ）業務に対し許容し得ない混信を生じさせてはならない。また、保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先は考慮されなければならない（決議第222（ＷＲＣ―12）の規定が適用される。）。
5.358（未使用）
5.359
付加分配：ドイツ、サウジアラビア、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベナン、カメルーン、ロシア、フランス、グルジア、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、リトアニア、モーリタニア、ウガンダ、ウズベキスタン、パキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、ルーマニア、タジキスタン、タンザニア、チュニジア、トルクメニスタン及びウクライナでは、1550－1559MHz、1610―1645.5MHz及び1646.5―1660MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。主管庁は、これらの周波数帯における新たな固定業務の局の設置を避けるため、全ての実行可能な努力を行わなければならない。
5.360（未使用）
5.361（未使用）
5.362（未使用）
5.362A
アメリカ合衆国では、1555―1559MHz及び1656.5―1660.5MHzの周波数帯においては、航空移動衛星（Ｒ）業務の通信には、必要であれば既存の使用者に取って代わることも含めて、ネットワークにおいて運用されている他の全ての移動衛星通信に対して優先的なアクセス及び即時利用が認められる。移動衛星システムは、無線通信規則第44条１から６までの優先権を有する航空移動衛星（Ｒ）業務に対し、許容し得ない混信を生じさせてはならない。また、当該業務に対する保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先は考慮されなければならない。